

報道発表資料の配付日時 5月14日(火) 14時00分

発表項目 (行事名)	平成30年度定期監査結果(第1回)の公表について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時) ありません	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○定期監査結果の報告</p> <p>地方自治法第199条第9項の規定に基づき、5月14日、道議会議長、知事、教育委員会教育長及び公安委員会委員長に報告(提出)しました。</p> <p>○配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度定期監査結果報告書(第1回)の概要 平成30年度定期監査結果報告書(第1回) 		
参考	<ul style="list-style-type: none"> 定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施する監査です。 監査結果を早期に公表し、実施部局における早期の改善を促すため、年3回に分けて公表することとしています。 本報告書は、平成30年10月から平成31年2月に監査を実施し、監査結果を決定した332部局に係る監査結果を内容とした平成30年度第1回の報告です。 		
報道(取材)に当たってのお願い	<ul style="list-style-type: none"> 質問等がございましたら、下記にご連絡くださるか、事務局までお越しください。(道庁別館11階) 		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	<p>監査委員事務局定期監査室監査第一課</p> <p>直通 011-204-5633</p> <p>(内線: 32-314) 担当: 宮永</p> <p>(内線: 32-315) 担当: 神山</p>		

平成30年度定期監査結果報告書（第1回）の概要

1 監査の実施方法等

平成30年度定期監査は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の全414部局を対象として、実地監査又は書面監査により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合规性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点から、入札・契約事務や業務委託の執行などに重点を置いて実施している。

2 監査対象部局数及び実施時期

今回の監査結果報告は、平成30年10月から平成31年2月にかけて監査を実施し、平成31年1月から3月までの間に監査結果を決定した332部局を対象としている。

3 監査結果

是正又は改善を求める事項があった部局は48部局であり、その内容は、指摘事項34件、指導事項86件となっている。

[指摘事項等の主な内容]

区分	主 な 内 容
指摘事項	<p>[自動車検査証の有効期間が満了後に公用車を使用しているもの]（報告書P3） 部局：渡島総合振興局 内容：自動車を自動車検査証の有効期間が満了後も使用しようとするときは、継続検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けなければならないが、これを行わないまま公用車を使用しているものがあつた。</p> <p>[支出負担行為の決定を行わずに契約しているものなど]（報告書P3） 部局：小樽高等支援学校 内容：生徒の定期健康診断の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約しているものが、2件、13万8,758円あつた。また、食糧費等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求した日から15日以内に支払わなければならないが、未払となっているものが、上記を含め、8件、31万4,966円あつた。</p> <p>[授業料の徴収事務が適切でないもの]（報告書P4） 部局：清水高等学校 内容：高等学校授業料について、高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請を行った者からは、審査結果を通知するまで徴しないこととされているが、これを徴しているものが、平成29年度において、2箇月分、1万9,800円あつた。また、受給資格の認定を行った後においては、当該認定した月分の授業料を徴しないこととなるが、これを徴しているものが、平成29年度において、7箇月分、6万9,300円、平成30年度において、2箇月分、1万9,800円あつた。</p> <p>[支出負担行為の決定を行わずに事業を実施しているものなど]（報告書P5） 部局：寿都高等学校 内容：報償費を執行する場合や少額工事を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに事業を実施しているものや、決定書を事後に作成しているものが、5件、39万9,466円あつた。また、少額工事の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、2件、16万9,560円あつた。</p> <p>[授業料の免除が不適切なもの]（報告書P5） 部局：紋別高等看護学院 内容：看護学院授業料の免除については、申請者と生計を一にする者の全てについて、市町村民税が非課税とされている世帯に属する者であることを要件としているが、この要件に該当しない者の授業料を免除しているものが、1名分、18万3,600円、課税状況の確認を行わず免除しているものが、4名分、70万4,400円あつた。また、免除に関する事務の取扱いについて、要件を定めることとされているが、これを行っていないあつた。</p>

区分	主 要 内 容																																																												
指摘事項	<p>[失格とすべき者を落札者としているもの] (報告書P5) 部局：紋別高等看護学院 内容：ボイラー等運転管理業務委託契約において、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、546万5,880円あった。</p> <p>[管理瑕疵] (報告書P6) 部局：留萌振興局 内容：施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、148万3,494円の支出があった。</p> <p>[不動産取得税額を誤って決定しているもの] (報告書P8) 部局：上川総合振興局 内容：不動産取得税については、取得した不動産の価格に基づき算出することとなり、取得した不動産が国又は地方公共団体から補助金の交付を受けてしたものであるときは、これを減免することとされているが、減免額の算定に用いる当該不動産の取得価額等を誤ったことから、不動産取得税額を過大に決定しているものが4件、130万7,300円、過少に決定しているものが2件、138万8,700円あった。</p> <p>[支出負担行為の決定を行わずに私費により支払っているものなど] (報告書P8) 部局：上川総合振興局 内容：役務の提供等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに口頭で契約し、私費により支払っているものが、1件、15万9,840円あった。また、決定書は作成したものの、私費により支払っているものが、平成27年度から平成30年度までの期間において、22件、7万1,619円あった。さらに、塵芥収集運搬処理契約において、処理手数料については、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、平成28年度及び平成30年度において、2件、4,147円あった。</p> <p>[物品の亡失]</p> <table border="1" data-bbox="379 1171 1155 1603"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>物 品 名</th> <th>報告書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根室教育局</td> <td>セキュリティーカードキー</td> <td>P4</td> </tr> <tr> <td>釧路方面本部</td> <td>プリンタ</td> <td>P4</td> </tr> <tr> <td>共和高等学校</td> <td>校舎マスターキー、電子キー及び事務室金庫鍵</td> <td>P5</td> </tr> <tr> <td>寿都高等学校</td> <td>電子キー</td> <td>P5</td> </tr> <tr> <td>根室振興局</td> <td>セキュリティーカードキー</td> <td>P7</td> </tr> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>共通乗車券及びデジタルカメラ</td> <td>P8</td> </tr> <tr> <td>石狩振興局</td> <td>給油カード及び物品払出用カード</td> <td>P9</td> </tr> </tbody> </table> <p>[物品の損傷]</p> <table border="1" data-bbox="379 1666 1232 2145"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>物 品 名</th> <th>修繕費用等</th> <th>報告書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渡島総合振興局</td> <td>公用車</td> <td>276,720円</td> <td>P3</td> </tr> <tr> <td>根室教育局</td> <td>公用車</td> <td>130,658円</td> <td>P4</td> </tr> <tr> <td>帯広警察署</td> <td>可搬式速度測定装置及び記録式飲酒検知器</td> <td>121,824円</td> <td>P4</td> </tr> <tr> <td>旭川方面本部</td> <td>公用車</td> <td>222,890円</td> <td>P5</td> </tr> <tr> <td>留萌警察署</td> <td>可搬式速度測定装置</td> <td>64,800円</td> <td>P6</td> </tr> <tr> <td>留萌振興局</td> <td>スノーモバイル</td> <td>226,951円</td> <td>P6</td> </tr> <tr> <td>根室振興局</td> <td>公用車</td> <td>290,293円</td> <td>P7</td> </tr> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>公用車及びパーソナルコンピュータ</td> <td>230,245円</td> <td>P8</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	物 品 名	報告書	根室教育局	セキュリティーカードキー	P4	釧路方面本部	プリンタ	P4	共和高等学校	校舎マスターキー、電子キー及び事務室金庫鍵	P5	寿都高等学校	電子キー	P5	根室振興局	セキュリティーカードキー	P7	上川総合振興局	共通乗車券及びデジタルカメラ	P8	石狩振興局	給油カード及び物品払出用カード	P9	部 局 名	物 品 名	修繕費用等	報告書	渡島総合振興局	公用車	276,720円	P3	根室教育局	公用車	130,658円	P4	帯広警察署	可搬式速度測定装置及び記録式飲酒検知器	121,824円	P4	旭川方面本部	公用車	222,890円	P5	留萌警察署	可搬式速度測定装置	64,800円	P6	留萌振興局	スノーモバイル	226,951円	P6	根室振興局	公用車	290,293円	P7	上川総合振興局	公用車及びパーソナルコンピュータ	230,245円	P8
部 局 名	物 品 名	報告書																																																											
根室教育局	セキュリティーカードキー	P4																																																											
釧路方面本部	プリンタ	P4																																																											
共和高等学校	校舎マスターキー、電子キー及び事務室金庫鍵	P5																																																											
寿都高等学校	電子キー	P5																																																											
根室振興局	セキュリティーカードキー	P7																																																											
上川総合振興局	共通乗車券及びデジタルカメラ	P8																																																											
石狩振興局	給油カード及び物品払出用カード	P9																																																											
部 局 名	物 品 名	修繕費用等	報告書																																																										
渡島総合振興局	公用車	276,720円	P3																																																										
根室教育局	公用車	130,658円	P4																																																										
帯広警察署	可搬式速度測定装置及び記録式飲酒検知器	121,824円	P4																																																										
旭川方面本部	公用車	222,890円	P5																																																										
留萌警察署	可搬式速度測定装置	64,800円	P6																																																										
留萌振興局	スノーモバイル	226,951円	P6																																																										
根室振興局	公用車	290,293円	P7																																																										
上川総合振興局	公用車及びパーソナルコンピュータ	230,245円	P8																																																										